平成七年国家公安委員会規則第四号

特定物質の運搬の届出等に関する規則

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第十七条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定物質の運搬の届出等に関する規則を次のように定める。

（届出の手続）

第一条　化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「法」という。）第十七条第一項の規定による特定物質の運搬の届出をして、運搬証明書の交付を受けようとする者は、別記様式第一の運搬届出書二通を当該運搬の経路である区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

２　前項の届出に係る運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合には、当該特定物質の出発地を管轄する公安委員会（以下「出発地公安委員会」という。）以外の公安委員会に対する同項の届出書の提出は、出発地公安委員会を経由してしなければならない。

３　第一項の運搬届出書の提出は、当該運搬が一の公安委員会の管轄する区域内においてのみ行われる場合にあっては運搬開始の日の一週間前までに、その他の場合にあっては運搬開始の日の二週間前までにしなければならない。

（運搬証明書）

第二条　法第十七条第一項の運搬証明書の様式は、別記様式第二のとおりとする。

（指示）

第三条　法第十七条第二項の国家公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　運搬手段

二　特定物質の積卸し又は一時保管をする場所

三　車両により運搬する場合における特定物質の積載方法、当該車両の駐車場所及び車列の編成

四　見張り人の配置その他特定物質への関係者以外の者の接近を防止するための措置

五　特定物質の取扱いに関し知識及び経験を有する者の同行

六　警察機関への連絡

七　前各号に掲げるもののほか、特定物質が盗取され、又は所在不明となることを防ぐために必要な事項

（運搬証明書の記載事項の変更の届出）

第四条　化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成七年政令第百九十二号。以下「令」という。）第三条の二の規定による届出をし、運搬証明書の書換えを受けようとする者は、別記様式第三の運搬証明書書換え申請書一通に当該運搬証明書を添えて、その交付を受けた公安委員会に提出しなければならない。

（運搬証明書の再交付の申請）

第五条　令第三条の三の規定による運搬証明書の再交付を受けようとする者は、別記様式第四の運搬証明書再交付申請書一通をその交付を受けた公安委員会に提出しなければならない。この場合において、申請の事由が当該運搬証明書の汚損であるときは、当該申請書に当該運搬証明書を添えなければならない。

附　則

この規則は、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の施行の日から施行する。

附　則（平成一一年一月一一日国家公安委員会規則第一号）　抄

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の犯罪被害者等給付金支給法施行規則、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、警備員等の検定に関する規則、指定車両移動保管機関等に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習施行規則に規定する様式による書面については、改正後の犯罪被害者等給付金支給法施行規則、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、警備員等の検定に関する規則、指定車両移動保管機関等に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則及び古物営業法施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

附　則（平成一二年三月三〇日国家公安委員会規則第八号）

この規則は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。

附　則（令和元年六月二一日国家公安委員会規則第三号）

（施行期日）

１　この規則は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委員に関する規則、暴力追放運動推進センターに関する規則、交通事故調査分析センターに関する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事務の委託の手続等に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附　則（令和二年一二月二八日国家公安委員会規則第一三号）

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されてい

る書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第１（第１条関係）

別記様式第１（第１条関係）

申請書番号	
申請書年月日	
申請明書番号	
申請明書交付年月日	

特定物質運搬届出書

年　月　日

公安委員会　殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

届出者の区分（注１）

担当者　　電話番号

運搬日時（注２）				年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで					
出発地（注３）									
到達地（注３）									
運搬経路	出発地点	距離（km）区間	距離（km）キロ程	路線名	所要時間（分）	運行時刻	運搬手段	備考（注４）	

別記様式第２（第２条関係）

別記様式第２（第２条関係）

番　号　　年　月　日

特定物質運搬証明書

公安委員会　㊞

届出者	住所	
	氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
	届出者の区分	
運搬日時		年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで
出発地		
到達地		

運搬経路	出発地点	距離（km）区間	距離（km）キロ程	路線名	所要時間（分）	運行時刻	運搬手段	備考	

運搬の内容	
指示事項	

備考１　この運搬証明書は、運搬中常に携帯すること。
２　運搬中この運搬証明書の記載事項に変更をきたしたときは、直ちに特定物質が現に存する場所を管轄する都道府県公安委員会に連絡し、指示に従って運搬すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

運搬する特定物質の名称及び数量（注５）		
運送人	氏名（法人にあっては、その名称）	
	住　　所	
運行責任者氏名（注６）		
運行者氏名（注７）		
特定物質積載車両及び運転者	自動車登録番号	
	最大積載量	
	積載する特定物質及びその積載数量	
	運転者氏名	
積載方法（注８）		
運搬容器（注９）		
警察機関への連絡要領		

注１　許可製造者、承認輸入者、許可使用者又は廃棄物処理者の別を記載すること。
２　全運搬経路の運搬日時を記載すること。
３　全運搬経路の出発地及び到達地を記載し、工場又は事業所である場合は、その名称を併記すること。
４　駐車、積卸し及び一時保管の予定場所及び予定時刻を記載すること。
５　特定物質の化学上の名称及び数量を記載すること。
６　運行に関し、運搬の実施について責任を有する者の記載をすること。
７　運行に関し、特定物質の取扱いに関し知識及び経験を有する者の記載をすること。
８　輸送する特定物質の積載方法の概要を記載し、積載時の車両の外観図を添付すること。
９　駐車、積卸し又は一時保管をする際に講じる見張り人の配置等盗取等の防止の措置について記載し、車両の輸送及び荷役設備を記載した図面を添付すること。

備考１　印刷機には記載しないこと。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第３（第４条関係）

別記様式第３（第４条関係）

申整理番号	
申受理年月日	
申書換え年月日	

特定物質運搬証明書書換え申請書

年　月　日

公安委員会　殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

届出者の区分

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令第３条の２の規定により、運搬証明書の書換えを申請します。

運搬証明書番号		運搬証明書交付年月日	年　月　日

	旧	新
変更内容		
変更事由		

備考１　※印欄は、記入しないこと。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第４（第５条関係）

別記様式第４（第５条関係）

申整理番号	
申受理年月日	
申再交付年月日	

特定物質運搬証明書再交付申請書

年　月　日

公安委員会　殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

届出者の区分

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令第３条の３の規定により、運搬証明書の再交付を申請します。

運搬証明書番号		運搬証明書交付年月日	年　月　日

申請の事由	

備考１　※印欄は、記入しないこと。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。